

島根県弁護士会個人情報保護細則

(目的)

第一条 この細則は、島根県弁護士会個人情報保護規則（以下「規則」という。）第十九条第一項及び第二十条第二項の規定に基づき、個人情報の開示等の求めに際して提出すべき書面、開示等の求めをする者の確認の方法、手数料及び手数料の徴収方法について定めることを目的とする。

(様式)

第二条 規則第十九条第一項第一号に規定する書面の様式は、別記様式とする。

(本人確認書類)

第三条 規則第十九条第一項第二号に規定する本人であることの確認の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 個人情報取扱窓口において次に掲げる書類の提示を受け、証明書番号を控えることにより確認する方法。ただし、会員の場合にあつては記章又は日本弁護士連合会が発行する身分証明書の提示を受けることで足りるものとする。

イ 運転免許証

ロ 旅券

ハ 各種年金手帳

ニ 各種福祉手帳

ホ 各種健康保険証

ヘ 在留カード又は特別永住者証明書

二 次イからハまでに掲げる書類にあつては当該書類の写しを、次のトからラまでに掲げる書類にあつては当該交付を受けた原本の送付を受けることにより確認する方法。ただし、会員の場合にあつては別記様式の押印欄に職印が押印されていること及び登録番号

が記載されていることを確認することにより足りるものとする。

イ 運転免許証

ロ 旅券

ハ 各種年金手帳

ニ 各種福祉手帳

ホ 各種健康保険証

ヘ 取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書

ト 住民票の写し（外国人住民に係るものを含む。）

チ 住民票の記載事項証明書

リ 印鑑登録証明書

又 戸籍の謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）

ル 在留カード又は特別永住者証明書

ヲ その他官公署が発行する証明書その他住所及び氏名の記載があるもの

2 本会は、前項第二号に掲げる書類の送付を受けることにより本人であることを確認するときは、前項第二号に掲げる書類に加えて、水道局、電話会社、ガス会社、電力会社のいずれかが発行する請求書又は領収書の送付を求めるものとする。この場合において、電話会社が発行する請求書又は領収書については、固定電話回線のものでなければならぬ。

3 規則第十九条第一項第二号に規定する代理人であることの確認の方法は、次に掲げる書類の提示を受けることにより確認するものとする。

一 本人の身分証明書の写し

二 代理人の身分証明書

三 代理人であることの証明書（委任状又は法定代理人としての疎明資料をいう。）

4 前項に規定する場合において代理人が弁護士であるときは、委任状の提出を求めるほか、記章又は日本弁護士連合会が発行する身分証明書_(手数料等)の提示を受けることにより確認する。

(手数料等)

第四条 規則第二十条第二項に規定する手数料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める料金とする。この場合において、郵便料金には、簡易書留郵便金を含むものとする。

- 一 利用目的の通知の請求の場合 郵便料金の実費
- 二 開示の請求の場合 審査料金五百円に郵便料金の実費を加算した額。通知に要する用紙が二枚以上となる場合は、一枚を超えるごとに五十円を加算するものとする。
- 三 訂正(追加・削除を含む。)等、利用停止又は消去及び第三者提供停止の請求の場合 無料
- 2 規則第十九条第一項第三号に規定する手数料の徴収方法は、あらかじめ現金又は現金書留により支払を求めるものとし、不足分が生じた場合には、交付時に請求するものとする。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認(平成二十四年六月十四日)を得て、平成二十四年七月九日から施行する。